

全ト協発第654号(輸)
平成31年3月12日

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克



標準引越運送約款の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年3月8日付けで標準引越運送約款の改正が公布され、新標準引越運送約款が同4月1日より施行されます。

今回の改正は、商法の改正に伴い実施されるもので、内容について大きな変更はございませんが、若干の追加項目、文言の修正がございました。

各都道府県トラック協会におかれましても、今後、本件に関して傘下会員事業者からの照会が増加することが予想されますことから、改正内容等について予めご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正に伴い、引越運送事業者の皆様に行っていただかなければならないことは下記の2点でございます。

つきましては貴協会におかれましても、この旨、各引越運送事業者へご周知いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 4月1日以降の見積りについては、新標準引越運送約款をお客様に対し提示する。
2. 新標準引越運送約款を営業所等に掲示する。

以 上

○本件に関するお問い合わせ先
(公社)全日本トラック協会 輸送事業部 杉崎
TEL 03-3354-1038 (D-in) E-mail : sugizaki@jta.or.jp

標準引越運送約款の改正に伴いトラック運送事業者に行っていたこと

新標準引越運送約款を使用する

平成31年4月1日以降

必要な作業

- ① 新たな標準引越運送約款をお客様に提示する
- ② 新たな標準引越運送約款を営業所に掲示する

※1 独自約款を使用する場合は、新しい標準引越運送約款の考え方を盛り込んだ内容の約款を作成し、認可を受けます。

[経過措置]

Q 7. 改正告示の施行日に関する経過措置とはどのようなものですか。

A. この改正告示の施行日（平成31年4月1日）より前に見積書が作成された引越運送については、施行日後に実際の引越が行われる場合であっても、改正前の引越運送約款が適用されることとなります。これは、一旦見積書が作成された引越運送について、引越が施行日をまたいで行われた場合に、適用される約款に変更が生じることによる混乱を避けるための措置です。

Q 8. この改正告示の施行日（平成31年4月1日）より前に作成された見積書の内容に施行日後、変更が生じ、新たに見積書を発行した場合には、新旧どちらの約款が適用されるのですか？

A. 改正後の第3条に従って見積書を発行し直した場合は、新約款が適用されることとなります。

ただし、トラブルが発生しないよう見積書を発行し直すことにより新約款が適用となる旨について、利用者にはしっかりと説明することが必要です。